

人権課題への 理解を深めるために

(令和5年3月版)

わが国においては、現在も多くの人権課題が存在しています。
誰もが尊重され、安心して暮らすことができる地域社会づくりのために、
民児協として、そして1人ひとりの民生委員・児童委員が
人権課題についての理解を深めていきましょう。

本冊子は、毎月お届けしている『民生委員・児童委員のひろば』の内容を中心に、
人権課題にかかわる関連資料を1冊にまとめたものです。
委員それぞれの自己学習に、また単位民児協の研修等の資料としてご活用ください。

掲載内容

- 【特集】子どもの人権を考える
 - ・子どもの権利……………②
 - ・子ども虐待の現状と民生委員・児童委員……………④
- ・法務省人権擁護局「人権啓発活動強調事項」17項目……………⑥
- ・人権について考える（『民生委員・児童委員のひろば』から）……………⑦
 - ・【資料】令和3年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）……………⑫
 - ・人権課題に関する相談先……………⑮

令和5(2023)年3月

全国民生委員児童委員連合会

子どもの人権を考える

児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子ども・子育てをめぐる問題・課題は深刻です。巻頭特集では、わが国における子どもの権利に対する現状や国の考え方、子ども施策のなかでの民生委員・児童委員（主任児童委員）の関わり方について社会福祉法人 至誠学舎立川 理事 高橋久雄氏に解説いただきます。また、依然として深刻な社会問題である子ども虐待について、明星大学 常勤教授 川松 亮氏のご寄稿（『ひろば』2022年11月号掲載）を再掲します。

子どもの権利

社会福祉法人 至誠学舎立川 理事 高橋久雄

1. 日本の子どもたちの人権にかかわる課題の現状

数年前よりヤングケアラーの存在が明らかとなり社会的な関心とともに公的な施策やNPO等の民間の支援活動がおこなわれています。一般社団法人日本ケアラー連盟はヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子ども」と定義しています。家族のケアのために時間的、精神的、身体的に大きな負担を感じながら、それを当然の生活として受け止めている子どもたちもいます。15年ほど前に子どもの貧困が社会問題となったときにも共通しますが、当事者自身がつらいと感じながらも誰にも相談できず周囲の人びとも気づきにくい社会の状況があります。また、そのことに気づき、行政の施策や民間のさまざまな支援活動がおこなわれても根本的な解決に至りにくい現状があります。平成2（1990）年に全国児童相談所長会が統計を取り始めた「児童相談所での児童虐待相談対応件数」についても児童福祉法の改正や児童虐待の防止に関する法律の制定をはじめ関係法令や施策の整備がされているなかでも減少することなく、令和3（2021）年度は20万7,659件（速報値）と増加を続けています。

また、文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年実

施し、その調査結果を踏まえスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS等を活用した相談事業の充実を図っていますが、いじめ、暴力行為、不登校といった課題の増加傾向は止まらず、さらに児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべきこととして報告されています。

その他、障がいのある子どもたちへの偏見や差別、非行、引きこもり等家族や地域社会からの孤立、家庭や学校、地域に居場所がなく友達の家や行くあてもなく街をさまよう中高生が、児童買春や薬物等犯罪に巻き込まれる事例などもあります。

子どもにとって家庭や学校、地域の環境が、安全で安心な場であり愛情と信頼感に基づくものであることが、人生の基盤をつくるうえで大切な力を身につける経験や学びの機会を保証するものです。

虐待により死亡した77名（厚生労働省が把握した令和2年度の数）の子どもたちをはじめ、ここに示したさまざまな課題のなかには、子どもたちの現在の痛みやつらさだけでなく、将来の生きづらさにつながる重大な問題として、子どもの権利が保障されていないことを背景にしているものが少なくないと考えます。

2. 子どもの最善の利益について

「子どもの最善の利益」は、子どもの基本的人権を国際的に保障する児童の権利に関する条約（以下、

子どもの権利条約)に「児童に関するすべての措置の原則」(第3条)として規定されている概念です。この概念は、大正13(1924)年の国際連盟の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」から昭和34(1959)年の国際連合(以下、国連)の「児童権利宣言」に受け継がれ、子どもの権利条約の基本原則とされました。

わが国では、子どもの権利条約が国連で採択(平成元年)された5年後の平成6(1994)年に条約を批准しましたが、さらにその22年後の平成28(2016)年の改正児童福祉法で第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」、第2条に「児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」が明記され、条約の精神である子どもを権利の主体として認めることと最善の利益の原則が条文として規定されました。このことは、同法第3条「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」の規定により児童の福祉、教育、労働他あらゆる分野にわたって条約の精神と原則が最優先で尊重されるものとして明確になりました。

子どもは、育つ過程で家族や社会から守られ、いろいろなことを教えられる関係にあります。同時に子ども自身の育つ力、学習する力、意思があって成長していきます。子どもの権利条約は、子どもをおとなと同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、子どもならではの権利も定めています。ユニセフ(UNICEF:国際連合児童基金)は、子どもの権利条約が定める権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4種類にまとめています。子どもにかかわる決定をする場面で「子どもの最善の利益」を検討するとき、おとなの思いやおとなが子どもの立場で考えるだけでなく、子どもの権利に焦点をあて、子ども自身が当事者としてそこに参加し、共に考えることが大切です。このことは、児童委員活動の理念としてきた児

童憲章の精神にも共通するものです。

3. これからの子ども家庭福祉の方向

子どもの権利条約を批准したのち、政府は、国連・子どもの権利委員会に条約の実施状況について定期的に報告を行うとともに、その所見と改善事項についての勧告を受け、条約と関係法令との整合性を照らし調整を行うとともに必要な法律の整備や改正を行ってきました。

令和4(2022)年に新たに制定された「こども基本法」とこども家庭センターの新設や子どもの権利擁護に係る環境整備、社会的養育経験者の自立支援等の充実を内容とする改正児童福祉法の一部が、令和5(2023)年4月から施行されます。そして、それらを所管する「こども家庭庁」が「こどもまんなか社会実現の新たな司令塔」としていよいよ始動します。厚生労働省の子ども家庭局や内閣府の子ども・子育て本部などが移管され、内閣府の外局として子ども家庭福祉の課題解決への取り組みとともに子どもの権利擁護の旗手として強力にその機能を発揮していく姿勢を示しています。直接、子どもや子育て世帯の関わる自治体との連携が進むなかで民生委員・児童委員とのつながりも具体的にになっていくものと思います。

4. 子どものアドボカシー(権利擁護、代弁)と地域社会づくりにおける、民生委員・児童委員への期待

この4月から施行される「こども基本法」の目的に「…全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して…」(第1条)とあります。

子どもの権利が尊重される社会の実現には、公的サービスを保障する法制度の整備、経済活動や社会生活の基盤をつくるいわゆるインフラの整備、そして、社会の価値観や文化を創り出す地域住民のつな

がりが必要です。子どもの権利に関しては、子どもの声を直接、政策立案者に伝えるしくみ（アドボカシー）が必要です。

人びとの暮らしに関して国や自治体がすすめる法制度、施策は、子育て家庭だけでなく社会全体が安定した暮らしを実現できるよう、その時代のニーズにあわせた整備と充実が必要です。それらをセーフティネットとした地域住民の心豊かで安定した暮らしは、人のやさしさや誠実な人柄を生みだし、安定した人や家族が増えると地域に思いやりややさしさの輪が広がります。地域の共助の力と公的なサービスが、社会の基礎的単位である家族の機能の強化につながり、子どもの権利の実現につながるものと思います。

主任児童委員制度が創設され令和5（2023）年度で30周年となります。この間、各地の民児協が児童委員活動をとおして多くの実践を積み重ね、地域の児童の福祉や健全育成、子育て支援に貢献して

きました。民生委員・児童委員は、子どもの身近なおとなとしての関わりや子育て応援団の活動をとおして地域住民のつながりをつくり、子どもの権利についての理解を広めるとともに、子どものつづやきや気持ちを受けとめ代弁すること（アドボカシー）や必要な支援につなげることができます。

かつて子どもの権利条約を批准するにあたって各地の自治体で条例づくりの議論があり、そのなかで権利に対して義務も明確にすべきという意見がありました。子どもの権利を利害関係でとらえるのではなく純粋に人が存在することの価値や活動することへの敬意としてとらえ、子どもの権利が守られる子どもたちの暮らしや活動を保障していくことが、私たちや社会のつとめであると思います。

民生委員・児童委員の活動が、地域の人々の理解をさらにひろげ、子どもの権利が尊重される地域社会づくりがすすめられることを期待いたします。

（「ひろば」2022年11月号掲載）

子ども虐待の現状と民生委員・児童委員

明星大学 常勤教授 川松 亮

1. 子ども虐待の現状

本年9月9日に厚生労働省が発表したところでは、令和3（2021）年度に全国の児童相談所が対応した虐待対応件数は20万7,659件にのぼりました。20年前の平成13（2001）年度と比較すると約9倍に増えています。虐待の4種類の中では、心理的虐待の割合が高く60.1%に及んでいました。近年は心理的虐待の割合が増加していること、また警察署からの通告が約半分を占めているのが特徴です。

具体的な内容を見ると、配偶者間の暴力や暴言に伴う心理的虐待が警察署から通告される事例が多く含まれており、これが虐待対応件数の増加の要因となっています。また、子ども虐待に関する社会的な周知が進み、通告を促す啓発がされるなかで、発見、

通告されることが増えたことも背景にあります。つらい思いを抱えながら気づかれないでいる子どもや子育てに行き詰ってしまっている保護者の支援につなげることが必要であり、そうした親子が孤立しないように社会全体で気づき、支援につなげ合うことが求められています。

2. 子ども虐待の背景

子ども虐待の背景にはどのような事情が見られるのでしょうか。一つひとつの事例を見ると背景はさまざまですが、いろいろな困難を抱えて養育が行き詰っている家庭が多く見られます。

例えば保護者の就労が安定しなかったり経済的に困窮することで、保護者に余裕がなくなり子どもに向き合うことが難しくなっている場合があります。あるいは、保護者が精神的な不安定さを抱えてし

まったり、アルコールなどへの依存が見られることもあります。また夫婦間の不和やDVが重なっている場合もあります。ひとり親家庭の生活上の困難や外国にルーツがある方の生きづらさがこうした事情と重なり合ってさらに困難が深まることもあります。このようにいくつもの困難が複合していることが多いのです。

いろいろな困難を抱えていたとしても、身近なサポートがあれば何とか乗り越えることもできるでしょう。しかし、親族などのサポートがない家庭が多く見られます。身近なサポートがなく孤立している場合には、行政のサービスにつながるとよいのですが、サービス資源が足りなかったり、うまくつながらなかったりしていることもあります。このようなさまざまな要因が重なって、子育ての行き詰まりが深まり、子どもに対して適切な養育を行えなくなってしまうのです。

まずは困難を抱えていることに気づかれることが必要であり、そして支援につながっていくことが大切になります。公私にわたる適切なサポートを受けることができれば、虐待に至らずになんとか乗り越えられることもあるはずです。

そこで支援者は親子と積極的につながりを作り、声をかけて困りごとを聴かせていただき、苦労をねぎらいながら支援を受け入れてもらえるように丁寧に働きかけていくことが必要になるのです。と同時に足りていない支援サービスを創出していく取り組みも必要になるでしょう。

3. 子ども虐待のとりえ方

虐待というと特別な家庭に生じる特別な状況ととらえがちですが、子どもの養育がうまくいかなることとはどこの家庭にも起こりえることです。ほとんどの事例で保護者は子どものためにといいながらも、さまざまな事情により子どもにとって適切な対応ができなくなっている状況に陥っているのです。

こうした状況は、子どもの健康的な成長発達にとって「不適切な養育」になっていると考えられ、

これは国際的には「マルトリートメント」という考え方に当たります。そして養育の行き詰まりが深まる前に社会が関与して、子ども虐待を予防することができればこれに越したことはありません。子どもが家庭で安全・安心な状態で過ごせるように、子育てに行き詰まりのある家庭に幅広くかかわって、養育の改善方法を保護者とともに考えていく取り組みが私たちに求められていると思います。

そのためには保護者を責めていても何も成果が得られません。家庭には先に述べたようなさまざまな困難があり、それらを改善しながら、親子の関係を修復し、保護者がゆとりをもって子育てを行えるように多様な支援を行っていくことが大切となります。この支援は単独の機関や支援者で行うことは不可能であり、地域に存在する多様な支援者がそれぞれの役割を果たして、手をつなぎ合いながら家庭に支援を届けていくことが必要となります。つまり連携協働して支援をしていくことが大切であり、そのためのネットワークの構築が求められます。要保護児童対策地域協議会はそのためにあるものであり、それぞれの支援者が自分にできることを考えながら情報共有し合い、支援を重ね合っていく場であることとらえることが必要だと思います。

4. 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は地域で困りごとを抱えていそうな親子に気づける、地域のアンテナといってもよいと思います。そうした情報を市区町村の児童相談部署と共有して、支援につなげる基点になりえると思います。ただ、民生委員・児童委員の方が直接家庭に関与する場合は、慎重な対応が求められます。市区町村の児童相談部署や児童相談所とよく相談したうえでかかわるようにする必要があります。

家庭に関与できる場合には、困りごとを聴くことや相談に同行することで助けられる親子がいると思います。地域で可能な支援を関係機関と相談しながら検討し、地域で可能な「おせっかい」をしていくことが求められていると思います。

国においては人権に関する啓発活動を進めており、以下の17項目を「啓発活動強調事項」としています。

●●● 人権啓発活動強調事項 17 項目 ●●●

(法務省 人権擁護局)

1

女性の人権を守ろう

2

子どもの人権を守ろう

3

高齢者の人権を守ろう

4

障害を理由とする偏見や差別をなくそう

5

部落差別（同和問題）を解消しよう

6

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

7

外国人の人権を尊重しよう

8

感染症に関連する偏見や差別をなくそう

9

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する
偏見や差別をなくそう

10

刑を終えて出所した人やその家族に対する
偏見や差別をなくそう

11

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

12

インターネット上の人権侵害をなくそう

13

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する
認識を深めよう

14

ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

15

性的指向及び性自認（性同一性）を理由と
する偏見や差別をなくそう

16

人身取引をなくそう

17

震災等の災害に起因する偏見や差別を
なくそう



啓発活動強調事項 17 項目の詳細は
こちら（法務省人権擁護局ホームページ）

毎月お届けしている『民生委員・児童委員のひろば』では、毎号、これらの人権課題について、その理解促進に資する記事を掲載しています。

次頁から、『ひろば』掲載コーナー「人権について考える」を一括掲載しますので、ぜひご参照ください。

※内容は『ひろば』掲載当時のものを掲載しています。

男女共同参画社会の実現を

公益財団法人東京都人権啓発センター 講師 田村初恵

男女共同参画社会とは

男女が性別に関わらず政治、経済、社会などあらゆる分野に参画できる機会が確保され、個性や能力を發揮し、生きがいのある生活を送ることができる社会を、男女共同参画社会といいます(参画とは、単なる「参加」ではなく政策・方針決定への「参画」を意味します)。

なぜ、男女共同参画なのか

世界経済フォーラムが令和3(2021)年に公表した各国の男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数で日本は、政治・経済の分野での参画が特に遅れ、156か国中120位と先進国中最下位です。

性別には、生まれつきの性別「生物学的な性別」と社会的文化的に形成された性別「ジェンダー」とがあります。「男らしさ・女らしさ」「男は仕事、女は家庭」などジェンダーによる意識が日本では根強く、男女間の不平等の要因となっています。

こうしたジェンダーによる差別を解消し、男女共同参画社会を作っていくことは、SDGsでも目標のひとつとされて、わが国だけでなく世界共通の課題なのです。

現状は

国・地方議会を通じて女性議員、行政・企業の管理職に占める女性の割合が低く、また、女性就業者のうち半数以上が非正規雇用、賃金の格差もあります。さらに家庭生活においても、男性の家事・育児時間が少ないなど多くの問

題があります。

コロナ禍と女性

新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女共同参画の遅れを顕在化させ、女性に深刻な影響を与えました。第1回の緊急事態宣言後、女性就業者数は70万人(男性39万人)減少し、特にひとり親世帯や女性の貧困化が進みました。

こうした状況もあるなかで令和2(2020)年の女性の自殺者は、前年より935人増加(男性23人減少)し、また生活不安、テレワークの増加などから、DV(配偶者暴力)相談件数は前年度の1.6倍に増加しました。

これからの男女共同参画社会

女性の社会参画には、ITなどの新しい分野や女性の多い医療・福祉など雇用拡大が見込まれる分野への女性の就労が進むよう、人材育成・就労支援、就業環境の改善を図り、また男性の育休取得を促進し、女性に偏っている家事・育児の分担を見直すこと、増加するひとり親家庭への支援の充実に、国や企業が取り組むことが必要です。民生委員さんには、女性が孤立しないよう見守りをお願いします。

男女共同参画社会は、差別や排除をしない社会でもあり、誰もが自分らしく暮らせる社会にもつながります。

男女共同参画社会がどうしたら実現するか 考えてみませんか

(『ひろば』2022年3月号 掲載)

配偶者からの暴力(DV)は重大な人権侵害です

公益財団法人東京都人権啓発センター 講師 田村初恵

女性の約4人に1人がDVの被害を経験

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月公表)および「女性に対する暴力の現状と課題」(令和4年1月公表)によると、被害経験者は男性より女性が多く、女性の約4人に1人は被害を経験し、約21人に1人は命の危険を感じたことがあります。子どものいる女性の約3割が子どもへの暴力(児童虐待防止法上は子どもへの虐待等)被害も認識しています。DVは一部の人の問題ではありません。暴力は「身体的暴行」、暴言や行動の監視などの「心理的攻撃」、性的な行為の強要などの「性的強要」に分けられますが、多くは何種類かの暴力が重なって起きています。

DVの問題点

DVは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であるとともに、男性中心の社会、経済格差など社会構造上の問題であり、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

被害女性は、逃げたら殺されるかもしれないという強い恐怖心、無力感、子どものこと、経済的な不安などから、なかなか暴力から抜け出せません。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく被害者支援

1 まずは相談

DV相談ナビダイヤル # 8008
DV相談^{プラス} + 0120-279-889

配偶者暴力相談支援センター(都道府県の婦人相談所)がその機能を担う。その他市町村設置施設や男女共同参画センターが指定されている場合もある)は、相談、カウンセリング、一時保護、住まいや就労など自立支援に関する情報提供等を行っています。

2 配偶者から逃れたい:一時保護

婦人相談所は民間シェルター、母子生活支援施設への委託も含め一時保護します。

3 配偶者が近づかないようにしたい:保護命令

地方裁判所は、被害者からの申立てにより、加害者に対し、被害者や子・親族への付きまといなどを禁止する「接近禁止命令」「電話等禁止命令」(各6か月)や、被害者と共に住む住居からの「退去命令」(2か月)を出します。

4 自立したい

配偶者暴力相談支援センターは、福祉事務所(母子生活支援施設への入所、生活保護・児童扶養手当受給等)やハローワーク(就労)などと連携し自立を支援します。

被害者の発見者には、配偶者暴力相談支援センターや警察官への通報の努力義務があります。地域に密着している民生委員は、早期発見が可能です。被害者への情報提供などを通じて被害者が関係機関につながるよう努めていただきたいと思います。

(『ひろば』2022年4月号 掲載)



子どもの人権を守るために

公益財団法人東京都人権啓発センター 講師 田村初恵

今、子どもたちは

子どもへの虐待は年々増加し、虐待死や子どもの自殺も後を絶ちません。子どもの貧困率は13.5%（令和元年国民生活基礎調査）、子どもの7人に1人は貧困の状態です。少子化や塾通いなどで、子ども同士で遊ぶ機会も減っています。あらためて子どもの人権について理解を深めることが重要です。

子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）平成元（1989）年国連総会採択

子どもの権利条約は、子どもの権利を国際的に保障するための条約で、わが国は平成6（1994）年に批准しました。従来子どもは保護される対象とみなされてきましたが、この条約では子ども（18歳未満）に大人と同様の基本的人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要であることから、そのための具体的権利を定めています。主な内容は次のとおりです。

原則

- ①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）、②子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）、③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）、④差別の禁止（差別のないこと）

権利

条約の定める権利には、次のようなものがあります。

生きる権利（住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること）、**育つ権利**（勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること）、**守られる権利**（紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること）、**参加する権利**（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

出典：日本ユニセフ協会ホームページ

児童福祉法の改正 平成28（2016）年

児童福祉法は、制定以来その理念規定は改正されていませんでしたが、子どもが権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されることなど子どもの権利条約に規定する内容が明確でないといった課題が指摘されていました。平成28（2016）年の改正で、第1条に児童の権利条約の精神、第2条に子どもの意見の尊重・子どもの最善の利益の優先が規定され、子どもの権利擁護が明確化されました。

子どもが豊かな子ども時代を送るために

子どもを育てるのは、まず親の責任（子どもの権利条約第5条）ですが、国や大人の責任でもあります。しかし、子どもの権利について人々の理解が進んでいるとはいえません。民生委員・児童委員には、地域社会の理解が深まるようご協力いただきたいと思えます。

（『ひろば』2022年5月号掲載）

児童虐待のない社会を

公益財団法人東京都人権啓発センター 講師 田村初恵

児童虐待とは

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和2（2020）年度には205,044件と大幅に増加しました。虐待増加の背景には家族形態の多様化や地域のサポート力低下、未熟な子育てなどさまざまな要因があり、社会全体で取り組むべき課題です。

児童虐待防止法では、児童虐待を4種類に分けています。殴る、叩く、やけどを負わせるなどの「**身体的虐待**」、子どもに性的行為を行うなどの「**性的虐待**」、食事を与えない、ひどく不潔にする、長時間放置などの「**ネグレクト**」、言葉による脅かし、無視、子どもの前で家族に暴力を振るう（DV）などの「**心理的虐待**」です。そのうち相談件数が多いのは、心理的虐待となっています。

虐待は、家庭内で起きることが多いため潜在化しやすく、子どもは自分から虐待されていることをなかなか他人に話せません。周りが、虐待が疑われる状況を見出し、関係機関に相談（法律上は通告）することが重要です。

虐待のサイン

子ども 【不自然なあざ・傷がある、身長や体重が増えない、体・衣服が不潔、表情に乏しい、おびえるなど】

親 【心身の疾患、情緒不安定、子どもに無関心、健診等を受けさせない、夫婦関係不安定など】

虐待かもと思ったら

相談窓口（児童相談所虐待対応ダイヤル）

【189（いちはやく）】 ※通話料無料

最寄りの児童相談所につながります。匿名でも構いません。秘密は守られます。

体罰によらない子育てを（体罰の禁止 児童福祉法）

虐待をする親は、「しつけのため」として体罰をすることがありますが、しつけと体罰は違います。しつけは子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようサポートして社会性を育む行為ですが、体罰は、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）で、子どもに悪影響しかありません。

児童委員は、虐待を発見したり住民から相談された場合、速やかに児童相談所に通告することとなっています。また通告を受けた事例に対し、児童相談所からの依頼による調査などを行うこととなっています。日頃から地域の子育て家庭に気を配ってほしいと思えます。

（『ひろば』2022年6月号掲載）

同和問題を考える①

公益財団法人東京都人権啓発センター

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や、歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、さまざまなかたちで現れている人権問題です。

封建時代において、えた、ひにんなどと呼ばれていた人びとは、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際などの面で厳しい制限を受け、差別されていました。それらの人びとが、住まわされていた所が「同和地区(被差別部落)」、それらの人びとに対する差別は「部落差別」といわれています。

同和問題の歴史

日本社会における身分制度の成立・変遷は不明な点が多く、研究が継続中ですが、中世においても差別された人びとが存在していたことが伝えられています。

明治4(1871)年、明治政府は、太政官布告による「解放令」を出しました。これにより被差別部落の人びとは、封建時代のもとで受けていた身分差別から制度上は解放されることになりました。しかし、単に蔑称を廃止し、身分と職業を平民と同様にすることを宣言したにとどまり、差別と貧困から解放されるための実質的政策は伴いませんでした。大正11(1922)年、全国水平社の創立大会

が開催され、そこで採択された「水平社宣言」をきっかけとして、全国の被差別部落の人びとは団結し、差別をなくすために立ち上がりました。

第二次世界大戦後、さまざまな改革や運動のなかで、同和問題の解決のためには、国の総合的な施策が必要とする考え方が高まってきました。昭和40(1965)年に国の同和対策審議会により「同和対策審議会答申」が出され、同和問題は憲法の基本的人権に関わる問題であるという考えが示されました。生活環境の改善、教育文化の向上などの対策を求めたこの答申を具体化するため、昭和44(1969)年から昭和57(1982)年までの13年間にわたり「同和対策事業特別措置法」が施行されました。この間の対策により、物的な基盤整備が急速に進展するなど大きな成果を挙げました。

その後も、法律の延長と新しい法律の制定により、解決のための努力が続けられました(近年の事案については次号で取り上げます)。

※東京都総務局人権部人権施策推進課『みんなの人権一人権問題の理解のために』令和3(2021)年9月および東京都総務局人権部人権施策推進課『明るい社会をめざして—同和問題(部落差別)の理解のために—』令和3(2021)年9月を基に東京都人権啓発センターが作成しました。

(『ひろば』2022年7月号 掲載)

同和問題を考える②

公益財団法人東京都人権啓発センター

近年の同和問題に関する事件・事案

平成14(2002)年3月に同和対策のための一連の特措法が失効した後、国などは引き続き一般対策により同和問題の解決に必要な取り組みを行ってきました。しかし、近年ではインターネット上で、戦前に被差別部落の調査結果をまとめた「全国部落調査」の復刻版が公開されたり、部落差別に関連したプライバシー侵害につながる恐れがある情報が拡散されたりしています。

インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるなど、依然として部落差別が存在していることから、差別の解消に向けた国などの取り組みを定めた「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28(2016)年12月に公布・施行されました。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めています。

東京都における同和問題の解決に向けた取り組み

東京都は、平成10(1998)年4月から、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発について、一般対策として人権教育・啓発に再構築して実施しています。現在、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決をめざして、学校教育や社会教育の場で人権教育を実施するとともに、

人権啓発の中で同和問題についての理解を深められるよう努めています。さまざまな啓発や相談をはじめとして学校教育や社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取り組みを推進しています。

また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や区市町村と連携した取り組みを行うとともに、企業などが実施している啓発事業に対する支援を行っています。例えば、企業の自主的な取り組みをはじめ、スポーツ・文化団体、NPO法人や教育・研究機関などの多様な民間団体、さらには人権侵害を受けた人々などが、人権問題に対処するためのさまざまな活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与しています。

人権問題が複雑化・多様化する中、人権尊重の理念の普及や人権問題の解決には、さまざまな主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められています。

東京都人権啓発センターが発行する人権情報誌『TOKYO人権94号』でも同和問題について特集していますので、ぜひご覧ください。

※東京都総務局人権部人権施策推進課『明るい社会をめざして—同和問題(部落差別)の解決のために—(解説編)』令和4(2022)年3月を基に東京都人権啓発センターが作成しました。

(『ひろば』2022年8月号 掲載)

犯罪被害者等の人権について考える① 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、全国 48 の加盟団体（被害者支援センター）とともに犯罪被害者と被害者家族・遺族がいつでもどこでも必要な支援が受けられ、その尊厳や権利が守られる社会の実現をめざして活動しています。被害者支援センターは、犯罪被害者等に対し、電話相談・面接相談、カウンセリング、警察・検察・裁判所・病院などへ付き添い支援、日常生活支援などを無料で提供しています。

今回は、被害者支援センター職員の手記をお読みいただき、犯罪被害者等の方、また被害者支援について少しでも考えていただければと思います。

一人ひとりの顔が違うように、支援はオーダーメイドだとよく言われます。人として普通に接していくことが大切であると考えます。支援を始めた頃には様々な思いが頭をよぎり、被害者の方と何も話せないでいましたが、支援を積み重ねていくうちに私たちボランティアは、専門家ができない支援の隙間を埋めていくことが、大切であると思うようになりました。支援は特別なことをするのではなく、人として当たり前なことを当たり前にするのでありたいと思います。

現在、直接的支援をしている被害者の方が、事件現場に駐車していた私有車両のナンバープレートがテレビに映ってしまい、ナンバープレートを変えざるを得なかつ

たと、話されていました。また、以前にも被害者の方の被害現場の自宅の写真が、新聞に掲載されて不快な思いをしたと、話されていました。このような被害者の気持ちがあることをマスコミに広報して、報道の在り方を変えていくことも私たちの役割であると感じています。

被害者の方々からの学びを通して、少しでも被害者の方々から被害前の生活に戻れるように、お手伝いをしていきたいと思っています。一人ひとりの行動は僅かでも継続していくことが、大きな力となり、社会を変えていくと信じて、これからも支援活動を続けていきたいと思っています。

認定 NPO 法人 静岡県犯罪被害者支援センター
犯罪被害相談員 鈴木 博子

犯罪の被害に遭われた方、ご家族、ご遺族からのご相談を下記でお受けしています（秘密は固く守られます）。

犯罪被害者等電話サポートセンター
全国共通ナビダイヤル
(通話料がかかります)
0570-783-554
毎日 7:30 ~ 22:00
(12/29 ~ 1/3 を除く)

(『ひろば』2022年9月号 掲載)

犯罪被害者等の人権について考える② 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者とは

平成 16 (2004) 年秋の臨時国会 (第 161 回国会) において、「犯罪被害者等基本法」が成立しました。基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいいます。事件や事故の被害に遭ったご本人、ご遺族、ご家族、ごきょうだい、関係者等の方の犯罪の被害に起因する心身への影響は、被害者の年齢によって異なり、被害直後から影響が出る被害者もいれば、被害後数か月から 1 年後に影響が出てくる被害者もいます。回復にかかる期間は人それぞれです。また、子どもにとって犯罪被害に遭うことは、生命の危機を感じ、圧倒的な無力感を覚える恐怖体験です。子ども自身の回復力や適切なサポートの有無によって左右されますが、中長期にわたり心身にさまざまな後遺症が現れることは少なくありません。

「被害者は悪くない」という考え方を知ってください

被害者に落ち度があったから被害に遭うわけではありません。被害者から相談を受けた時に「あなたが悪かったのでは？」など、被害者に落ち度があったように対応することは間違いです。被害者は自分の行動が被害に遭う原因だったのだと思ってしまいます。また、相談された内容に相談を受けた側が冷静に受け止められずに、「なんで黙っていたの？」と叱責してしまうことはあってはならな

いことです。被害者はそのような対応を受けると「やっぱり自分が悪かったから」とさらに自分を責めてしまいます。「もう忘れれば」と被害に遭ったことをなかったようにする態度もしないようにしましょう。被害者にとって誰かに話すこと、相談することはとても勇気を必要とする行為です。被害者が話すことを遮らずに、そのまま話を聞いてください。傾聴（被害者の言葉を否定せず、耳と心を傾けて聴くこと）することが望ましいとされています。そして、もし相談を受けたら「よく相談してくれましたね」と、労いの言葉を掛けることも大事なことです。

マンガ『こんなとき、どうする？ 知って、

考える 犯罪被害者支援』

被害者が被害に遭った後に置かれる状況、被害に遭ったことで直面するさまざまな問題、悩みごとや困っていること、助けてほしいことについて相談できる機関について紹介しています。

二次元バーコードからお読みください。



左記の二次元バーコードからマンガをお読みいただけます

(『ひろば』2022年10月号 掲載)

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!

日本赤十字社

新興感染症である新型コロナウイルスには3つの感染形態があります。体、心、社会への感染で「3つの顔」と表現しています。

第1の顔（生物学的感染症）は「病気」そのものです。ヒトからヒトに感染し、さまざまな身体症状を呈します。変異も多く、いまだに未知のウイルスです。

第2の顔（心理的感染症）は「不安・恐れ」という感情です。未知の感染症に対する恐怖から生じた不安や恐れは、私たちのなかで膨らみ、心を侵食します。冷静な対応ができなくなるだけでなく、瞬く間に周囲へ伝染していきます、第3の感染症につながります。

第3の顔（社会的感染症）は「嫌悪・偏見・差別」という行動です。人間は目に見えないものへの不安から、特定の対象を見える敵とみなして嫌悪し、それを偏見・差別して遠ざけることで、束の間の安心感を得たいという無意識の行動をとります。嫌悪・偏見・差別は、私たちの互いに支え合う力・尊重し合う力を弱め、社会の危機に立ち向かう力も弱めます。

さらに、偏見・差別が広がると差別を受けるのが恐くて、

症状があっても受診をためらい、結果として感染を助長します。偏見・差別で医療やインフラが停滞すると、社会機能が破綻し、事態はより深刻化します。

これら負のスパイラルがさらなる感染の拡大につながるため、このウイルスの影響は病気そのものよりも、心理的・社会的影響のほうがはるかに大きいとも言えます。

偏見・差別を完全になくすことはできませんが、1人ひとりの努力で少なくすることはできます。恐怖を「正しく恐れ」、自身の中で「不安」を軽減することです。具体的には、できる限り普段の生活を心がけ、心の穏やかさを保つ工夫をすることです。

また、人間の尊厳を守るために、個々の違いや多様性を認め合う「寛容さ」が必要です。生活の不自由さを「覚悟」して他者に寛容に接すること、おのおの自分ができる役割をこなすこと（Do your part）、それぞれの立場での行いに尊敬の念をもつことで、「ともに闘う姿勢」、「共同体感覚」が醸成され、偏見・差別を減らすことができます。そして、次の時代を担う子どもたちが、こうした大人の姿をじっと見ているということを、決して忘れてはいけません。

（「ひろば」2022年11月号掲載）

いま、ハンセン病問題に学ぶ

国立ハンセン病資料館

ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」による慢性の感染症で、かつては「癩」と呼ばれていました。感染力は弱く感染しても発症することは稀ですが、発症すると末梢神経が麻痺したり、手足や顔面が変形したりするなどの症状があらわれます。かつては治療が難しい病気でしたが、昭和18(1943)年にプロミンという薬が開発され薬での治療が可能な病気となりました。

人権侵害と差別の歴史

日本では明治40(1907)年に法律「癩予防二関スル件」が成立し、放浪する患者を療養所に隔離することが定められます。昭和6(1931)年には隔離の対象が全患者に拡大され、すべての患者を療養所に隔離することがめざされるようになります。その方針のもとで、患者を療養所に送り込む「無癩県運動」が各地で行われました。国は「ハンセン病は恐ろしい病気」という間違った知識を流布し偏見差別を助長しました。

療養所のなかでは、患者は人権と人間性を否定された扱いを受けていました。労働をさせられたり監禁室に閉じこめられたり、断種手術や中絶手術も行われていました。患者の家族はすさまじい差別をうけ、一家離散や離婚な

どに追い込まれたほか、自殺や一家心中も起きています。

戦後、日本でもプロミンが使われるようになりますが、昭和28(1953)年には「らい予防法」という法律が療養所入所者の反対を退けて成立し強制隔離は続けられます。この法律が廃止され隔離政策が終わったのは平成8(1996)年のことです。このような国のハンセン病対策は、患者とその家族の人権を侵害する憲法違反のものであったとする判決が確定しています。

民生委員・児童委員のみなさまへ

ハンセン病問題は解決すべき課題が残されている人権問題です。国の過ちと社会の偏見差別によって、ハンセン病を患った方とその家族の一度きりの人生がゆがめられてしまいました。療養所で亡くなった方は差別のために家族の墓に入れず、今も療養所の納骨堂で眠っています。私たちはコロナ禍のなかで、ある病気を患ったかどうかで誰でも差別する側にもされる側にもなりうるという経験を共有しました。同じ過ちを繰り返さないために、研修等の機会があればハンセン病問題を取り上げていただきたいと思います。

（「ひろば」2023年1月号掲載）

令和3年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取り組み～

令和4年3月22日 法務省人権擁護局発表資料から抜粋

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めています。

令和3年（暦年）における人権侵犯事件への取り組み状況は、以下のとおりです。

注）法務省の人権擁護機関とは、法務省人権擁護局、地方支分部局である法務局、地方方法務局、人権擁護委員（法務大臣委嘱）をいいます。（全民児連事務局）

- 新規救済手続開始件数……………8,581件
- 処理件数……………8,462件

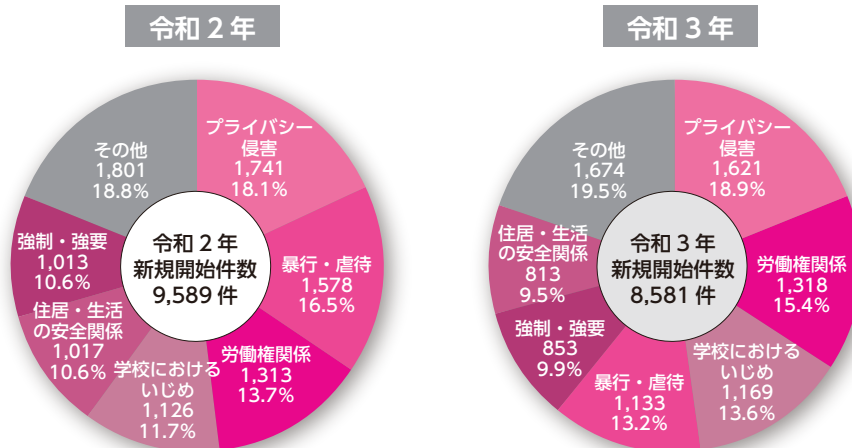
【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ①インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,736件であり、高水準で推移している。
- ②新型コロナウイルス感染症に関連して差別を受けたなどの人権侵犯事件の数は、232件であった。

1 人権侵犯事件数の動向

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が減少した要因については、一概に判断することは困難であるが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していることに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことが困難であったことが考えられる。

事案に着目すると、「暴行・虐待」、「強制・強要」、「住居・生活の安全関係」といった事案が減少している。



●学校におけるいじめ事案●

事例1 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から仲間外れなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校側が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、日々の見守りや児童全員を対象としたアンケートの実施によりいじめは解消されたと判断していたが、実際には、被害児童が引き続きいじめを受けていたという事実が認められた。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請した。

(措置：「要請」)

事例2 小学校におけるいじめ

小学生の児童から、同級生に毎日殴られたり、蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、担任の先生に相談をしても十分な対応をしてくれないとの「子どもの人権 SOS ミニレター[※]」が寄せられた事案である。

法務局が調査した結果、学校は、上記いじめを把握していなかったことが判明した。

法務局の関与によって、学校は、教職員が「いじめ対策委員会」を開催するなど、学校全体での見守り体制を講じるとともに、定期的に児童に対してアンケートや面談を実施するなどして、いじめの把握に努めることとなった。

その後、被害児童が同級生からいじめの被害に遭うこともなくなったことが確認された。

(措置：「援助」)

※ 「子どもの人権 SOS ミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配付している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れ、ポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される（切手不要）。SOS ミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱えるさまざまな悩みごとに対し、希望する方法（手紙・電話）で返事をする。

●暴行・虐待事案●

事例3 父親から子に対する虐待

小学生の児童から、父親から頭を叩かれるなどの虐待を日常的に受けているとの「SOS ミニレター」が寄せられた事案である。

法務局は、児童相談所に情報提供を行うとともに、被害児童及び市役所と面談を行ったところ、父親による母親に対する暴力があることも確認できた。

法務局の関与によって、被害児童に加え、その母親のフォローを行うなど、関係機関が連携した見守り体制が構築されるに至った。

(措置：「援助」)

● 暴行・虐待事案 ●

事例 4 祖父から孫に対する虐待

不登校状態にある中学生の生徒から、祖父からベルトで叩かれるなどの虐待を受けたとの相談が「子どもの人権 110 番」に寄せられた事案である。

法務局は、被害生徒が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に情報提供を行ったところ、法務局、児童相談所、学校の三者間での見守り体制が構築されるに至った。

(措置：「援助」)

● 教育職員関係事案 ●

事例 5 学校長による生徒に対する不適切な発言

高校生の生徒が、校長から、いじめをしていないにもかかわらず、いじめをしたことを前提に反省を促すと言われたとして、母親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相談者と学校との間で、いじめについての見解の相違があることが判明した。

そこで、法務局立ち会いの下、両者の話し合いの場を設けたところ、被害者は、学校が行ったいじめに関する説明を聞き、理解を示すに至った。

(措置：「調整」)

● 差別待遇事案 ●

事例 6 歯科医院による外国人に対する診療拒否

外国人であることを理由に歯科医院の診療を拒否されたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、歯科医院から、今後は外国人に対する診察を断るつもりはないとの意向が確認できたほか、外国人に対する診察を再開したこと、外国人に対する人権の配慮の重要性を理解したことなどが判明した。

法務局は、被害者にその旨を伝えたところ、被害者は理解を示し、当該歯科医院における診察を希望するに至った。

(措置：「調整」)

事例 7 同和問題に関する差別発言

勤務先の社長から、「〇〇という地区は部落」との発言や同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、差別的な意図はないとの認識を示したものの、日常的に複数人の前で同様の発言をしていることが認められた。

法務局は、相手方に対し、当該発言は同和問題に対する理解と認識を欠いたものと言わざるを得ず、部落差別を助長・誘発する目的に基づくものであったかどうかにかかわらず、人権擁護上看過できないとして、同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

●インターネット上の人権侵害情報事案●

事例 8 インターネット上の名誉毀損

インターネット上のブログサイトに、知人が撮影したと思われる被害者自身の顔画像が無断で掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顔画像は被害者のものであり、その掲載について被害者は承諾していない上、「被害者は犯罪者である。」などとして被害者を誹謗中傷する記事が掲載されていたことから、当該記事は、被害者の肖像権を侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該画像及び記事の全てが削除されるに至った。
(措置：「要請」)

事例 9 SNS 上のプライバシー侵害及び名誉毀損

SNS 上に、被害者を誹謗中傷する多数の投稿がなされているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、SNS の複数のアカウント上に、被害者やその子の氏名など、被害者を特定し得る情報とともに、被害者が不倫をしているなどの被害者を誹謗中傷する投稿が多数なされていたことから、当該投稿は、被害者のプライバシーを侵害するとともに、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、一部のアカウントが停止され、要請対象とした当該投稿の大半が閲覧不可能な状態に至った。

(措置：「要請」)

●新型コロナウイルス感染症に関する事案●

事例 10 病院長による患者に対する差別的取扱い

通院先から、「ワクチンを接種しないのであれば、病院を変えてもらう。」と言われたのは、ワクチン接種に関する差別的取扱いに当たるとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該発言の事実は認められなかったが、病院長は、ワクチン接種を希望しない患者に対しても、感染の危険性及びワクチン接種の重要性を繰り返し説明したことは良くなかったと考えていること、また、被害者にはこれからも治療を受けに来てほしいと考えていることを確認した。

法務局から、被害者に対し、その旨を伝えたところ、被害者はこれに理解を示した。

(措置：「調整」)

事例 11 新型コロナウイルス感染症に関するプライバシー侵害

新型コロナウイルス感染症に感染していないにも関わらず、感染したと知人らに流言されたとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、誤った情報に基づき、被害者が新型コロナウイルス感染症に感染した旨を知人らに流言したことが判明した。

法務局から、相手方に対し、当該流言は、被害者のプライバシーを侵害する行為であり、その不当性を強く認識するとともに、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

(措置：「説示」)

→ 人権課題に関する相談先 ←

人権に関する相談は、法務省の人権相談窓口で対応しています。
法務局の職員、人権擁護委員が相談に応じ、
必要に応じて事実関係を調査し、
必要な対応を行います。

人権についての
相談はなんでも

みんなの人権 110 番 ^{ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん} **0570-003-110**

最寄りの法務局・地方法務局につながります。

受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
一部の IP 電話等からはご利用できない場合があります。

▼子どもの人権、女性の人権に関しては、専用の電話相談窓口も設置されています。▼

子どもに関する
相談はこちら

子どもの人権 110 番 **0120-007-110**

受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(全国共通・通話料無料)

女性に関する
相談はこちら

女性の人権ホットライン ^{ゼロナナゼロのハートライン} **0570-070-810**

受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
IP 電話からはご利用できません。

外国人のための
人権相談はこちら

外国語人権相談ダイヤル **0570-090911**

受付時間 平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

▼法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。▼

法務省インターネット
人権相談受付窓口
はこちら

URL : <https://www.jinken.go.jp/>

パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用になれます。

相談フォームにメールアドレス、氏名、住所、年齢、
相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局
から後日、メール、電話又は面談により回答します。



人権課題への
理解を深めるために

(令和5年3月版)

全国民生委員児童委員連合会

●事務局 / 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 全国社会福祉協議会 民生部内
TEL.03-3581-6747 / FAX.03-3581-6748